

< 参考資料 >

接続料金改訂等の補正申請について

平成13年11月8日に認可申請しました「（実際費用方式に基づく）平成13年度に適用する接続料金改定等」のうち、網改造料の算定に用いる自己資本利益率および当該自己資本利益率を用いて算定している接続料等については、電気通信事業法施行規則および接続料規則の改正、施行（平成13年12月11日）を受け、同日、補正申請を行いました。申請の概要については以下の通りです。

< 補正申請の主な内容 >

電気通信事業法施行規則第23条の4、接続料規則第12条に基づき、網改造料、工事費・手続費、土地及び通信用建物、管路又はとう道等の料金算定に用いる自己資本利益率については、過去3年間のリスクの低い金融商品の平均金利の平均値、主要企業の過去5年間の平均自己資本利益率を勘案して、 を採用することとしたため、 により新たに算定した接続料等について補正申請を行いました。

（参考1）

「IT時代の接続ルールの在り方について」第二次答申（平成13年7月19日）

トラヒック動向によらず全額が回収される網改造料その他（工事費・手続費、建物、管路、とう道の料金）に関しては、リスクは網使用料より低くなると考えられ、期待自己資本利益率の算定も網使用料とは別に設定することが適当。

（要約）

（参考2）

「接続料規則第12条の5」（平成13年12月11日）

第三項の規定にかかわらず、第一種指定設備管理運営費の額が第十条第一項に掲げる式により計算される場合（対象設備等を撤去した際の残存価額相当額の支払いを要する場合に限る。）においては、第一項の自己資本利益率は過去三年間のリスクの低い金融商品の平均金利の平均値又は他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。